

医政発1127第12号  
社援発1127第9号  
障発1127第12号  
令和5年11月27日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」の一部改正について

「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知）を別添のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管内市町村等に対する周知につき配慮されたい。

また、様式については、別記様式1から3までのとおりとする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項に規定する都道府県及び指定都市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であることを申し添える。